

新しい学校づくり・新しい社会教育施設づくり
中間まとめ作成に向けた検討の振り返り

目次

1. 検討の目的	1
1) 背景.....	1
2) 目的.....	3
3) 策定する計画.....	3
2. 検討の枠組み	4
1) 検討にあたっての視点.....	4
2) 検討の体制.....	4
3) 検討にあたっての10の論点.....	5
4) 令和5年度の検討事項.....	6
3. 検討状況	7
1) 教室空間の検討.....	7
2) 特別教室に関する検討.....	9
3) バリアフリーへの対応.....	10
4) 防災機能としての重要性.....	10

1. 検討の目的

1) 背景

①国の教育政策の展開

一人ひとりの学びの充実と、他者と協働した学びの実現

- 新しい学習指導要領では、予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となることを重視し、「主体的・対話的で深い学び」の観点から学習過程の改善が図られています。
- その方策のひとつとして、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる開かれた環境である「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。
- さらに、1人1台端末の実現を踏まえ、児童・生徒一人ひとりの特性にあわせた個別最適な学びと、他者との協働的な学びの一体的な充実が目指されるようになっていきます。

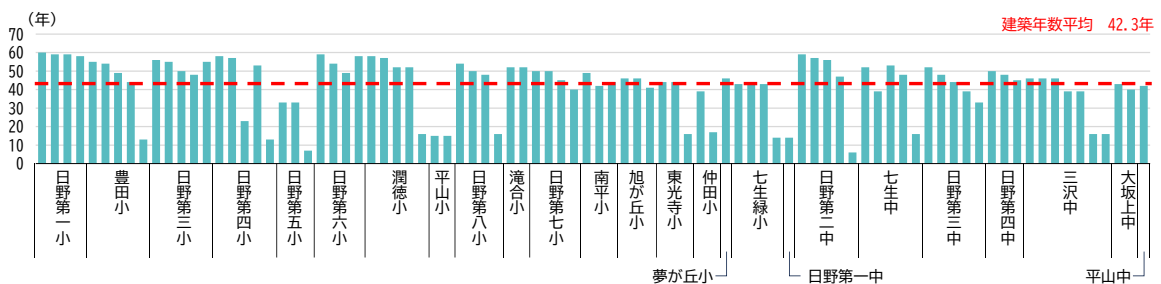
新しい学びのスタイルを受け止める学校施設

- 教育政策の展開を踏まえ、文部科学省では、学校施設全体を学びの場として捉え、横断的な学びや多目的な活動に柔軟に対応する学校施設の在り方が提起されています。
- さらに個別最適な学びを実現する上で、一人ひとりに対してきめ細かな指導ができるよう小学校のクラス定員を40人から35人に段階に引き下げることとなりました。
- 一方、ハード面においては学校施設のバリアフリー化が法で定められるようになり、段差の解消やエレベーターの設置が法的に義務づけられています。

②日野市の現状

多くの学校施設において老朽化が進行中

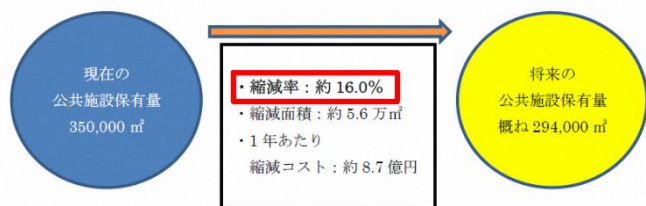
- 学校校舎の築年数の平均は42.3年であり、旧耐震基準で建設された校舎も多いです。
- そのため新しい学びを実現するために十分な空間がなく、またバリアフリー化が図られている学校は少ない状況です。



令和4年時点の各学校校舎の築年数

将来の財政状況を踏まえた公共施設の縮減の要請

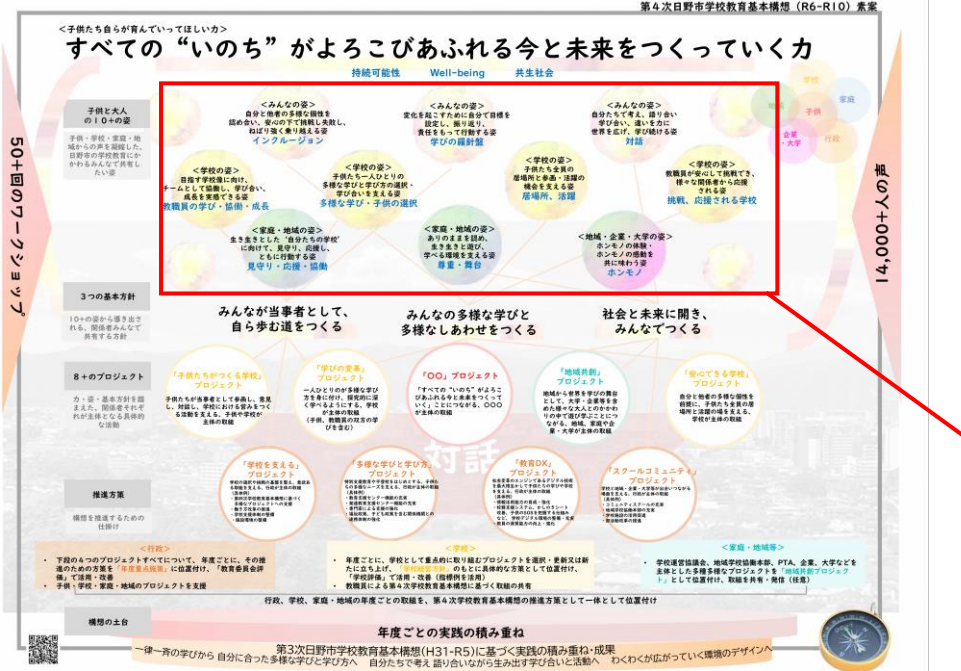
- 本市の公共施設総合管理計画では、将来の公共施設の更新費用を考慮し、公共施設の床面積を約16%縮減することを目指しています。



日野市公共施設マネジメントの考え方

■参考情報：日野市の教育政策

○現在、日野市にて検討を進めている第4次日野市学校教育基本構想では、学校教育にかかわる様々な主体が共有するべき10の姿が提言されています。



第4次日野市学校教育基本構想（素案）

子供と大人の10+の姿

みんなの姿	自分と他者の多様な個性を認め合い、みんなが安心して表現し、失敗を恐れず挑戦する姿	インクルージョン
	変化を起こすために自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動し、やり抜く姿	学びの羅針盤・創造
	自分たちで考え、語り合い学び合い、対立を乗り越え協働する姿	対話・協働
学校の姿	目指す学校像に向け、チームとして挑戦し、成長を実感する姿	教職員の挑戦
	自分に合った多様な学びと学び方の選択や、探究的で深い学びを支える姿	探究的で深い学び
	子供たち全員の居場所と活躍の機会を支える姿	居場所・活躍
	様々な当事者から応援され、多様な人材が活躍する姿	多様な参画
家庭・地域の姿	子供も大人も元気でいられるよう、当事者として学校を応援し、行動する姿	応援
	子供たちのありのままを認め、見守り、遊びと学びを支える姿	尊重・支援
地域・企業・大学等の姿	日野ならではのホンモノの体験・ホンモノの感動を共につくり、味わう姿	ホンモノ・舞台

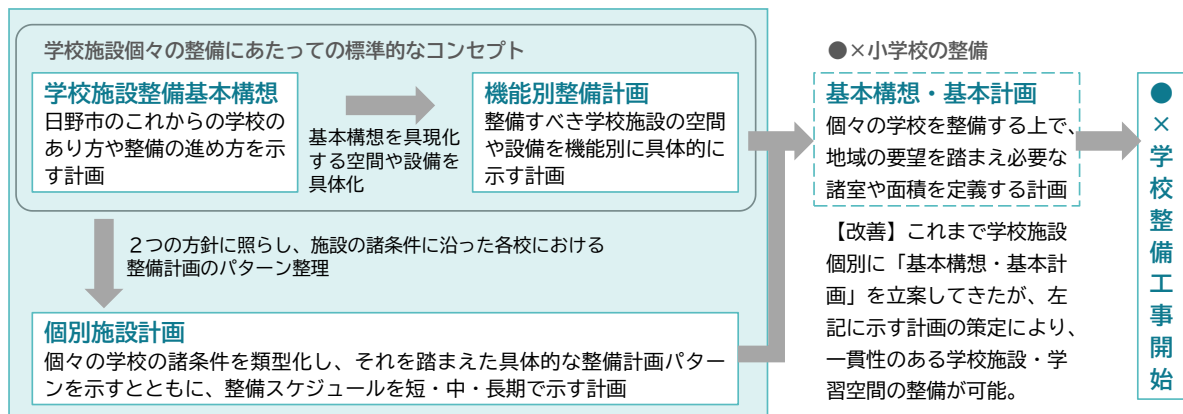
2) 目的

子どもや教員、地域の思いを大切に、未来志向で新しい学校施設を構想する

- 老朽化やバリアフリー化、公共施設マネジメントなどによる施設更新が求められる現状を、よりよい学校施設をつくるチャンスと捉えます。
- これを機として、現在の学校施設で活動する子どもや教員の課題感を大切にしながら、同時に学習指導要領などで求められる新しい時代の学習活動の実現を目指し、未来志向で学校施設の在り方を構想します。
- 構想を具現化するためにも、設計にあたってのモデルを示し、今後学校施設の設計・施工を担う事業者が異なっても、同質の学習空間を実現できるようにします。
- さらに、社会教育、地域コミュニティ形成、防災などの観点から地域が求める公共施設としての機能や役割も付与した在り方も検討します。

3) 策定する計画

- 前述の目的に照らし、相互に関連する3つの計画を策定します。
- 第一に、これからの学校のあり方や進め方を示す学校施設整備基本構想です。第二として、その計画を踏まえ、整備すべき学校施設の空間や設備を機能別に示す機能別整備計画を策定します。
- それら2つの計画に照らし、施設の諸条件に沿って整備スケジュールを短・中・長期で示す個別施設計画を策定します。個別施設計画は、公共施設総合管理計画に基づく学校施設を対象とした管理計画となります。

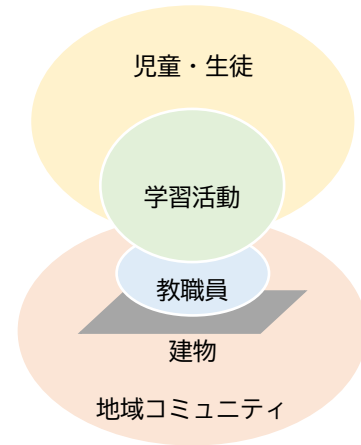


2. 検討の枠組み

1) 検討にあたっての視点

建物だけでなく、学習活動やそれを支える組織、地域などソフトや体制についても構想する

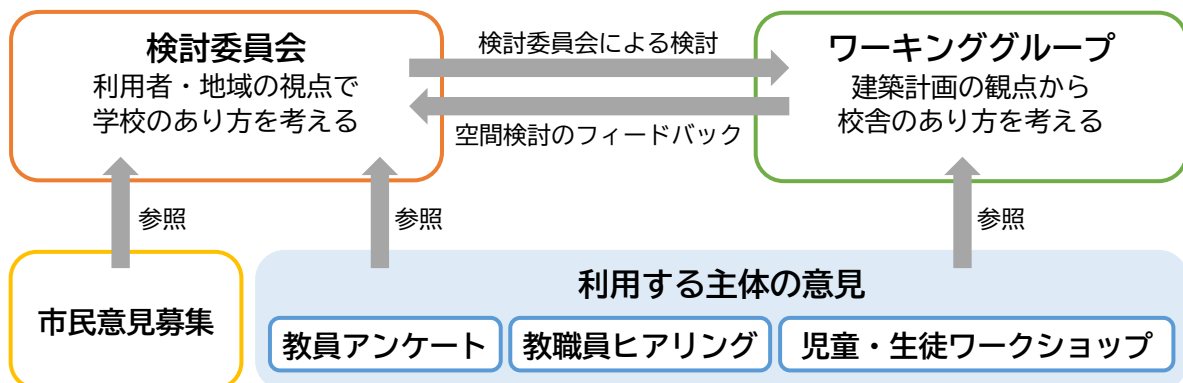
- 各計画は、建物としての整備方針をまとめるものですが、ハードにとどまるものではありません。
- 学校施設において展開されるべき学習活動を想定しつつ、将来における学習活動の変化も見据え、児童・生徒の学び、教職員の教務、地域との連携などにとって最適化され、変化にも柔軟に対応できる学校施設の在り方を考えます。
- さらにその学校施設を支える組織のあり方や地域との関係性についても整理し、諸活動や組織、地域などとの関係からハードを構想します。



2) 検討の体制

「どんな学校がいいか？」×「どんな建物がいいか？」の両面から構想する

- 有識者、市民、市職員から構成される「日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を通じて、地域住民や保護者、学習活動の支援者・関係者の視点で学校のあり方＝「どんな学校がいいか？」を考えています。
- それと並行し、求められる学校施設を建物として具体化するため、検討委員会の座長である上野淳先生とのワーキンググループを立ち上げ、建築計画の検討＝「どんな建物がいいか？」を行っています。
- 学校施設を日々利用する主体である児童・生徒や教員の声も、ワークショップやヒアリング、アンケート調査などを通じて把握し、検討委員会とワーキンググループで参照してきました。
- また、検討委員会の市ホームページでの情報発信にあわせ、市民意見募集も行うことで、様々な視点からの意見を取り入れてきました。



3) 検討にあたっての10の論点

①基礎調査から把握された課題認識

○令和3年度に実施した教員アンケートやバリアフリー調査等を含む基礎調査で得られた課題は以下の3点でした。

- これからの学び・育ちに適した教室空間・学校空間のあり方
- 施設の安全性とバリアフリー対応
- 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実と公共施設面積の縮減の両立

○特に1点目については個別最適な学びと協働的な学びがともに可能となる柔軟な教室や、児童・生徒の多様な特性を踏まえた包摂的な空間が求められていました。

②検討委員会から事前提起された意見

○検討委員会を開催するにあたって委員から事前提起いただいた意見では、日々の教室の様子を知る委員を中心として、教材教具を収納できる十分なスペースの確保が挙げられたほか、児童・生徒の特性を踏まえた配慮のある空間が望まれていました。

○また、地域との関係性のなかでは、地域に開かれ、地域活動やコミュニティの拠点となる学校をセキュリティや運営面で無理なく実現すること、さらには防災拠点と機能することも求められていました。

③検討にあたっての10の論点

○上記①・②を総合し、検討にあたっての論点を次のとおりまとめました。

- ①これからの時代の学校に必要な機能・諸室
- ②新しい学習形態に対応した学習環境
- ③児童・生徒の特性を踏まえた多様な環境
- ④大小様々な規模の「集い」に対応した環境
- ⑤学校教育を深化・充実するための特別教室
- ⑥教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能
- ⑦複合化・共用化も見込んだバリアフリー化
- ⑧学校と地域をつなぐ、現実的かつ効果的な複合化・共用化
- ⑨避難所としての学校施設
- ⑩快適性向上と環境負荷軽減を両立した設備

4) 令和5年度の検討事項

○令和5年度の検討においては、10の論点を次のとおり取り上げてきました。

論点	検討事項
① これからの時代の学校に必要な機能・諸室	→ オープンスペースの必要性 → 特別教室の設置方針
② 新しい学習形態に対応した学習環境	→ 通常学級の空間のあり方 → 特別支援学級、ステップ教室の方向性
③ 児童・生徒の特性を踏まえた多様な環境	→ 特別支援学級、ステップ教室の方向性
④ 大小様々な規模の「集い」に対応した環境	→ オープンスペースの空間のあり方
⑤ 学校教育を深化・充実するための特別教室	→ ラーニングセンターの機能・空間のあり方
⑥ 教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能	(来年度検討予定)
⑦ 複合化・共用化も見込んだバリアフリー化	→ バリアフリー化の方針
⑧ 学校と地域をつなぐ、現実的かつ効果的な複合化・共用化	→ 特別教室の共用化に対する地域ニーズ
⑨ 避難所としての学校施設	→ 避難所として体育館に求められる機能

○中間まとめでは上記のうち、検討委員会ならびにワーキンググループにて十分に協議できていると考える以下の項目を掲載します。

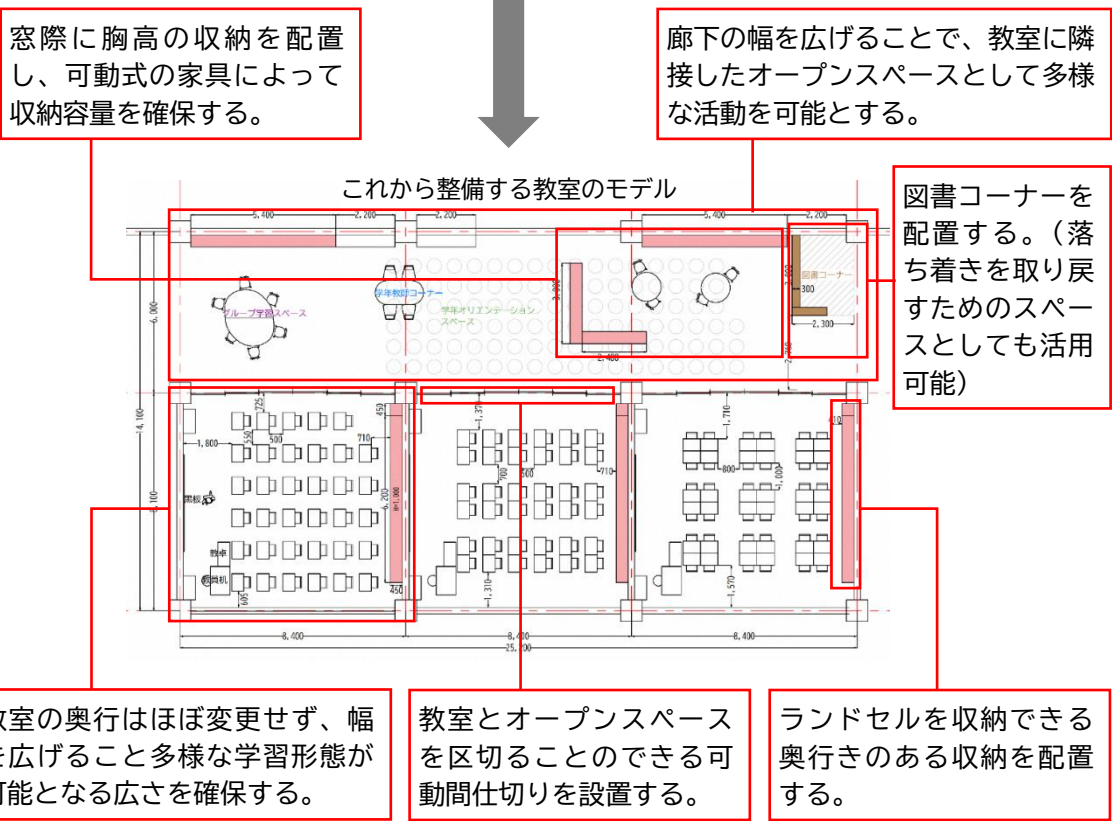
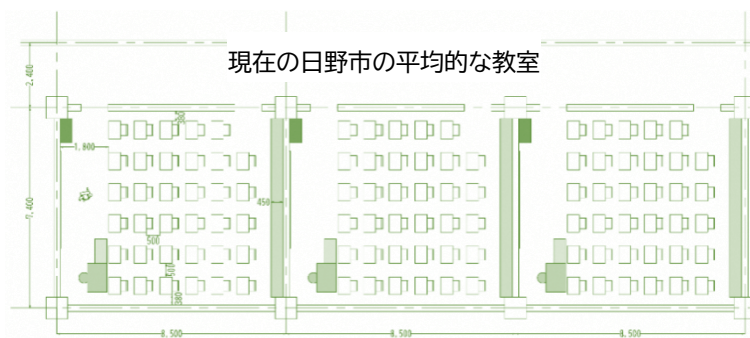
- ・ 通常学級の空間のあり方
- ・ オープンスペースの空間のあり方
- ・ 特別支援学級、ステップ教室の方向性
- ・ 特別教室の設置方針
- ・ ラーニングセンターの機能・空間のあり方
- ・ バリアフリー化の方針
- ・ 避難所として体育館に求められる機能

3. 検討状況

1) 教室空間の検討

① 小学校における普通学級とオープンスペースの方向性

- 多様な学習活動ができるよう、教室の幅を広くする
 - そのため、廊下の幅を広くすることでオープンスペースを設置し、教室を開放できるようにする
 - 収納は広くなった廊下空間にも配置し、教室の広さと収納容量をともに確保する
- 協働的な学習を行うとともに、学習活動教科書、ノート、タブレット端末を置くために机を広くする必要性もあり、教室の幅を広くする方針を共有しています。
- さらに廊下の幅を広くすることで、各教室に多目的に使うことのできるオープンスペースを配置し、教室と廊下の壁を可動式にすることで、柔軟性を向上させる方向性も共有しました。
- 課題として提起された収納は、教室だけでなく廊下にも配置することで、収納容量を確保しながら、教室を広く取ることができるよう検討します。



②特別支援学級の検討方針

- 知的障害特別支援学級は、知的固定級の学習・生活にフィットした教室を目指す
- 自閉症・情緒障害特別支援学級は、児童・生徒の特性にあわせてカスタマイズしやすい教室を目指す

- 特別支援学級には、知的障害を有する児童・生徒が通う知的障害特別支援学級（以下、「知的固定級」という。）と、知的障害を伴わずに自閉症等発達障害がある児童・生徒が通う自閉症・情緒障害等別支援学級（以下、「情緒固定級」という。）があります。
- 知的固定級は独自のカリキュラムがあり、障害特性や発達段階を考慮したグループワークが行われるため、間仕切りが必要となります。また、学習活動や生活指導に応じた独自の設備も必要となります。
- そのため、知的固定級では、次の方針に基づき、知的固定級の学習・生活にフィットした教室のあり方を検討することとしました。

- ・天吊りカーテンなど教室を仕切りやすくする
- ・日常生活の指導や日常生活の構造化のため水回りや個人用ロッカーなどを設置する
- ・その他教育活動のための収納を充実させる
- ・その他クールダウンのための備品やスペースを設置する

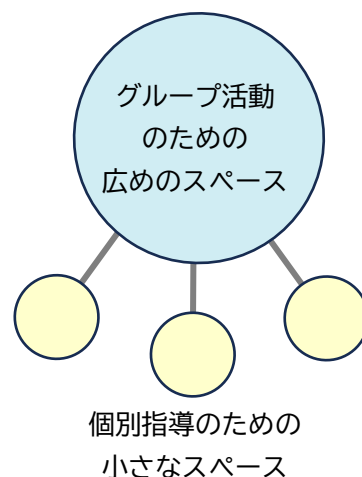
- 情緒固定級は通常学級と同様のカリキュラムであり、座学中心となりますが、児童・生徒の特性上、環境調整が求められます。
- ただし、児童・生徒それぞれに調整すべき環境が異なるため、環境調整と空間構成の両面から、児童・生徒の特性にあわせてカスタマイズしやすい教室のあり方を検討することとしました。

- ・環境調整：調整可能な空調・照明などの環境設備の準備
- ・空間構成：児童・生徒が集中しやすいスペースを設置する

③ステップ教室の検討方針 ※過去の検討委員会では報告していない

- ステップ教室における学習活動や、ステップ教室に通う児童・生徒の特性を踏まえた専用教室の実現を目指す

- ステップ教室とは、通常の学級に在籍している知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒に対して、1週間のうち一定の時間に個々のニーズに応じた指導を行う教室です。
- 現状、既存の教室に間仕切りをして学習活動を行っていますが、ステップ教室で行われる小集団活動と個別指導の双方を満たす空間構成を有する専用の教室を検討していきます。



2) 特別教室に関する検討 ※この項は第4回検討委員会の議論を踏まえて作成

①特別教室の整備方針

②ラーニングセンターのコンセプト

3) バリアフリーへの対応

- 改築にあたっては、平時と緊急時を問わず誰もが学校施設を訪れ、利用することのできるようアクセシビリティを重視する
 - アクセシビリティは、ハード整備はもとより、ICT 技術の活用によるシステム面や人的な支援も含めて包括的に取り組む
 - 改修等にあたって法的に義務づけられたバリアフリー対応を可能なかぎり図る
- 現在、学校施設はバリアフリー法によりバリアフリー対応が義務づけられており、文部科学省においても、イ) スロープ設置による段差解消、ロ) エレベーターの設置、ハ) バリアフリートイレの設置を推進しています。
- 一方、日野市の小中学校で上記イ)・ロ) を満たす学校は 25 校中4校です。また車いす用トイレは全校に設置していますが、バリアフリートイレの要件を満たしている学校は2校です。
- このような現状を踏まえ、アクセシビリティを重視して整備することが確認されました。その際、四肢障害の方のアクセス性だけでなく、視覚障害者や聴覚障害者の来校時のバリアを解消するため、ICT 技術も活用する方向性が共有されました。また、人的支援もあわせて促していくような学校施設となる大切さも確認されています。
- バリアフリー化に関しては、改築時の対応だけでなく、既存校舎の改修にあたっては段差の解消やエレベーターの設置を検討していくこととなりました。

4) 防災機能としての重要性 ※第3回検討委員会までの整理（第4回での議論を踏まえ深化）

- 災害時に誰もが避難所にアクセスしやすいよう、校門から体育館ならびに体育館内のバリアフリー化を図る
 - 洪水浸水想定区域に立地する学校では、体育館の嵩上げを進める
 - 避難生活を送るために必要となる上下水道、電気、ガス、通信等のインフラを確保するとともに、十分な備蓄が可能なスペースを整備する
- 学校の体育館は災害時の避難所として指定されており、避難者の受け入れが求められます。しかし、教員のアンケートでは、バリアフリー化の不徹底のほか、空調・電気設備・情報回線の不足、備蓄の不足が指摘されています。
- 洪水浸水想定区域に立地している学校もあり、避難所として十分に機能しない可能性があります。
- 第一に防災施設として機能するよう、バリアフリー化を進めるとともに、避難所自体の安全性を確保することが必要であることが確認されました。
- さらに、避難生活を送る場という観点では、上下水道、電気、ガス、通信等のインフラや備蓄も重要です。改築に際しては、それら設備・スペースの充実も検討することが確認されました。